

2024年度以前に教育実習の事前指導科目を修得済みで、 2026年度に教育実習を希望しているみなさんへ

2026年度に教育実習を希望している方のうち、以下【対象】に該当する方は、申し出期間内に教職教育課までメールで申し出て、面談を受ける必要があります。

【対象】2026年度小学校・中学校・高等学校・特別支援学校での教育実習希望者で以下のいずれかに該当する方

●2024 年度以前に「（教）教育実習事前指導／（教）教育実習（事前指導）」を履修済み

●2023 年度以前に「（教）初等教育実習事前指導／（教）初等教育実習の研究 A（事前指導）」を履修済み

※2025 年度春学期に「（教）学校教育総合演習」受講中の方は対象外です。

※3 回生以下は対象ではありません。

【申し出期間】2025年5月1日（木）9：00～5月16日（金）17：00

【面談日】2025年5月21日（水）

※10：00～17：00の間の15分程度予定。詳細は別途連絡をします。

【申し出先】教職教育課：kyoshoku@st.ritsumeai.ac.jp

【申し出方法】

manaba+Rの通知上の「2026年度教育実習申込書」を作成・添付し、面談日の対応不可時間を記載したうえで、申し出先までメールを送信する。

※manaba+Rを確認できない方は、その旨を教職教育課まで連絡すること。

※件名は「2026年度教育実習実施に関わる申請」とすること。

注意事項

- ・ 中学校・高等学校での教育実習を希望する場合は「（教）教育実習ⅠまたはⅡ（事後指導を含む）」の受講要件を、特別支援学校での教育実習を希望する場合は、「（教）特別支援教育実習（事前・事後指導を含む）」の受講要件を、小学校での教育実習を希望する場合は、「（教）初等教育実習ⅡまたはⅢ（事後指導を含む）」の受講要件を、**2025年度中に満たしていることが必要です。満たしていない場合、2026年度に教育実習を行うことはできません。**
- ・ 上記受講要件は、所属学部の学修要覧と自身の履修状況を照らし合わせて必ず確認してください。
- ・ 申し出期間内に申し出がない場合、原則2026年度に教育実習を行うことはできません。
- ・ 2025年度に本学の学籍がない方または休学中の方については、本学から2025年度中に教育委員会、学校への教育実習にかかわる申請・手続き等はできません（詳細は問い合わせてください）。

（次項あり）

重要

教育職員免許法の改正について

教育職員免許法改正（平成28年改正法）にともない、2019年4月より改正法に対応する新しい教職課程カリキュラムがはじまりました。新カリキュラムでは、科目が新設されて必要修得単位数が増加しており、教育実習の受講資格の要件となる科目も追加されています。

これにかかわって、2018年度以前入学者であっても、本学在学中に一種免許状取得に必要な単位を修得しなかった方が、2019年度以降に新たな学籍（科目等履修生・大学院生等）を得て、残りの科目を履修する場合、新カリキュラムが適用され、科目を追加で履修する必要があります。

一方、2025年3月末までに卒業・修了等により学籍を一旦喪失し、2025年度に新たな学籍（科目等履修生・大学院生等）を得て、残りの科目を履修しようとする場合、それに対応するカリキュラムが適用されます。

このように、新たな学籍を得て教職課程の履修を継続する場合、適用される教職課程のカリキュラムや履修方法、修得すべき科目の名称等が異なります。ご自身に適用されるカリキュラム等がご不明な場合は、お早めに出身学部の事務室または教職教育課（衣笠）までご相談ください。

【問い合わせ先】
教職教育課（衣笠）
kyoshoku@st.ritsumei.ac.jp